

子ども医療費受給者証をお持ちでない方へ

令和7年2月より
病児・病後児保育室を利用する際に必要な連絡票の
料金が自己負担となります

現在、病児・病後児保育室を利用する際に必要な連絡票の発行料金は、各医療機関の御協力により、無料となっております。

連絡票の取扱いの見直しに伴い、子ども医療費受給者証をお持ちでない方については、令和7年2月より、病児・病後児保育室を利用する際に必要な連絡票の自己負担が発生することとなります。

なお、子ども医療費受給者証を取得することにより、今までどおり連絡票の料金は無料となります。受給者証の取得に関しましては、八戸市子育て支援課にてお手続きください。

※子ども医療費受給者証をすでにお持ちの方



お手続き不要で、今までどおり連絡票の料金は無料となります。

※連絡票の料金無料の取扱いについて

市から医療機関へ無料で作成していただくようご協力のお願いをしております。あくまでご協力のため、医療機関によっては、子ども医療費受給者証を持っていても連絡票の料金が発生する場合もございます。

※子ども医療費受給者証について

- ・原則、遡って受給者資格を取得することは出来ません（申請した月の1日から受給資格開始）。
- ・受給者証の取得に1～2週間ほどかかる場合があります。



【お問合せ先】

病児・病後児保育に関する事：八戸市こども未来課（市庁別館2階）

電話：（直通）0178-43-9094

子ども医療費受給者証に関する事：八戸市子育て支援課（市庁別館2階）

電話：（直通）0178-43-9428